



堺少年軟式野球協会

浅香アストロズ

Astros

浅香アストロズ少年野球クラブ規則

浅香アストロズ少年野球クラブ入団届

浅香アストロズ少年野球クラブ規則

第1章 総則

(倶楽部の名称)

第1条 本倶楽部を浅香アストロズ少年野球倶楽部と称する。(以下「倶楽部」と云う)

(基本方針及び指導方針)

第2条 基本方針を「臥薪嘗胆」とし、青少年少女の健全育成を旨に地域社会に貢献することを目的とする。

2. 少年野球を通じて、将来の夢や希望を叶えるには、努力を惜しまないことが大切であることを指導方針とする。

(本倶楽部の場所)

第3条 本倶楽部事務局を代表宅に置く。

(最高役員)

第4条 規則の変更は最高役員(代表・副代表)の協議により代表が決定することができる。

(目的の達成・行事)

第5条 第2条の目的を達成するために、次の行事を行うことができる。

- ①少年野球の各種大会並びに親善試合に出場し、学童同士の交歓の機会を与える
- ②少年野球を正しく指導し、起立のある団体生活を養う
- ③その他、目的達成に必要な行事を行う

(選手の対象)

第6条 選手は小学校1年生より小学校6年生までとすることができる。

(役員構成)

第7条 本倶楽部は代表1名、副代表1名、事務局長1名、会計数名(会計監査兼)、オーパス係数名、学年代表若干名、イベント係数名、卒団係数名、コーチ若干名をもって構成する。

2. 最高役員を代表、副代表とする。

3. 役員として事務局長、会計(会計監査兼)、オーパス係、学年代表、イベント係、卒団係、コーチとする。

(入部の手続き)

第8条 入部を希望する選手は所定の入部届(選手登録)を提出し、チーム所定の傷害保険に加入し、倶楽部会費、

(除名)

第9条-1 役員、父兄、コーチ及び選手は次の各号が認められた場合、代表はその者を除名することができる。
(退団勧奨含む)

この任には代表の委任を受け副代表が行なうことができる。

- ①倶楽部の名誉を傷つけ、又は倶楽部の目的及び趣旨及び役員決定事項に違反する行為があったとき
- ②会費を故なく納入しないとき
- ③倶楽部の指導、運営方針に対し、公然と批判し倶楽部内の秩序を乱したとき

④特定の役員、コーチ、選手に対して公然と誹謗中傷するなど倶楽部内の調和を乱す行為が認められたとき

⑤その他、前項に類似する行為が認められたとき

(弁明又は意見の聴取)

第9条-2 前条において、代表は処分当事者が希望する場合、弁明又は意見を聴取することができる。

2. 情状酌量の余地があるとき、又は改悛の情が明らかに認められた時は、処分を軽減することができる。

3. 前項による処分は最高役員会議において協議し、代表が決めることができる。

(他の者への精神的退団教唆及び勧誘行為の禁止)

第9条-3 退団した者(役員、父兄及び選手、コーチ)は本倶楽部に所属する他の者に対し、以下の行為を禁止する

①他チームへの移籍などを目的とした、精神的に退団を教唆するなど

②他チームへの勧誘行為など

③その他、前項に類似する行為

(役員を選出)

第10条 倶楽部役員を選出は毎年度の父兄総会による議決を経て、代表が決定することができる。但し、代表、副代表、事務局長、コーチの任命に於いては代表が決定することができる。

(役員の任期)

第11条 倶楽部役員の任期は原則1年とする。但し、再任を防げない。役員はその任期満了後でも公認者が就任するまでは当該職務を行う。

(最高役員、役員職務)

第12条 最高役員、役員職務は以下の通りとする。

①代表は倶楽部の運営全般を統括し、倶楽部を代表する。

②副代表は代表を補佐し、代表の職務を代行することができる。

③事務局長は大会、その他諸行事(イベント係、卒団係対応を除く)に関する企画、事務、庶務全般を行う。

④会計(会計監査兼)は金銭出納の事務・管理を任とし、会計報告を行う。

⑤オーパス係は練習場の予約などにあたり、代表と連絡を密に取り、練習場の確保に努める。

⑥学年代表は各学年の父兄とチームの連絡を密にし、円滑な倶楽部運営に必要な任にあたると共に、倶楽部活動の如何を問わず、選手の安全・衛生・健康に対し配慮義務を負うものとする。

⑦イベント係は諸行事に関する企画、調査、運営など全般を行う。

⑧卒団係は卒団に関する企画、運営など全般を行う。

2. コーチの任は次の通りとする。

①選手の安全・健康・衛生管理に留意し、個々の個性を尊重した技術向上と選手の教養に必要な知識を深め指導にあたる。

②少年野球を通じて、将来の夢や希望を叶えるには、努力を惜しまないことが大切であることを指導方針とし、「団結・友愛・規律・礼儀・勇気・忍耐」を身に付けさせる。

③練習及び試合を問わず、服装は常に選手と共に活動できる倶楽部に相応しい服装で指導しなければならない。

④選手の安全・健康・衛生管理に必要な教養と必要な知識・ルールを自己啓発も含め高めなければならない。

⑤言語・態度など選手が尊敬、信頼できる行動を常にとらなければならない。

第2章 会議

(総会の招集)

第13条 最高役員会、役員会及び総会が代表を招集する。

(会議の構成)

第14条 会議は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決し。可否同数の場合は代表がこれを決することができる。

(総会の構成)

第15条 総会は全役員と父兄をもって構成する。

(総会での議決)

第16条 総会はこの規約の各条項に定めるものの外、次の事項は議決する。

①会計の承認

②その他、円滑な運営を行うために必要な議事

(最高役員会、役員の構成)

第17条 最高役員会は代表、副代表、事務局長で構成することとし、役員会は役員全員をもって構成することができる。

(最高役員会、役員会の協議)

第18条 最高役員会は倶楽部運営に重大かつ必要な事項を協議し、役員会は次の事項について競技し議決することができる。

①会計に関する一切

②事業計画に関する一切

③代表が必要とした事項

(コーチ会議の構成)

第19条 コーチ会議は代表、副代表、事務局長、コーチで構成する。

(コーチ会議での協議)

第20条 コーチ会議は次の事項について必要に応じ協議し、代表の方針を理解し、一貫した指導方針の徹底を図る。

①練習及び試合のスケジュールの策定及び検討。

②学童に適した野球基本技術及び指導方法の検討。

③練習及び試合結果の検討。

第3章 会計

(倶楽部の財源)

第21条 この倶楽部の財源は以下のとおりとする。

①会費及び特別会費

②協賛金

③寄付金

(会費)

第22条 会費は選手一名当たり次の通りとする。尚、合宿、遠征費用などに要する特別会費については代表が決定し徴収できるものとする。

①会費	月額	小学1、2年生	1,000円
		小学3、4年生	3,000円
		小学5、6年生	4,000円

②兄弟割引として月額 500円とすることができる

③スポーツ保険料として年額 800円とする

(会費の納入)

第23条 会費は毎月第2日曜日までに会計に納入しなければならない。

(事業年度)

第24条 事業年度は毎年4月1日から3月31日とする。

(倶楽部活動中の負傷)

第25条 選手、役員の倶楽部活動中の負傷に対しては、スポーツ団体保険及び応急の処置をする以外は一切の責任を負わない。
但し、重大な過失が認められた場合、この限りではない。

第26条 選手、役員の倶楽部活動中の物損に対しては、スポーツ団体保険の処理をする以外の責任を負わない。
但し、重大な過失が認められた場合、この限りではない。

(規約の定めのない事項の扱い)

第27条 この規約の定めない事項については役員会に於いて協議の上、代表に答申する。代表は最高役員会議で諮問し協議の上、決定する。

施行日 令和3年4月1日(改)

入団日： 年 月 日

フリガナ		※生年月日
選手名		西暦 年 月 日生
住所	〒 ☎	※学校名/学年 小学校 年生
緊急連絡先	氏名 (続柄) ☎	氏名 (続柄) ☎

約束事(選手)
①浅香アストロズの一員として野球をがんばります。
②監督、コーチの言うことを聞きます。
③浅香アストロズの友達と仲良くします。
④学校の勉強をがんばります。
⑤浅香アストロズの約束を守ります。約束を守れなかったり、他の友達(選手)に迷惑をかけた場合は退団します。

選手名 _____

誓約書(保護者)
①野球活動中(試合、練習、自転車・自動車での移動を含む)などに生じた事故による一切の責任を浅香アストロズ
②①における一切の損害賠償請求権を放棄します。(但し、重大な過失が認められた場合はこの限りではない。)
③倶楽部内の秩序を乱す行為や倶楽部関係者に対する誹謗中傷は慎みます。(倶楽部規則第9条-1)
④③に違反し倶楽部内の秩序や調和が乱れたなどした場合、速やかに退団します。

保護者名 _____

印

物品貸与の種類と扱い
・ユニフォーム
・チームバッグ
・背番号
・ヘルメット

上記を貸与中に大切に扱い、退団時にはクリーニング(専門店)の上、返却します。
破損状況が著しく認められる場合は、倶楽部と相談の上、再調達費用などをお支払いします。
その他、倶楽部活動に必要な物品は個々に購入します。(入団費用一覧参照)

保護者名 _____

印

浅香アストロズ 入団費用一覧

◎会費等について

年会費	金額
スポーツ保険/毎年	800円

月会費	金額
1、2年生 団費	1,000円
3、4年生 団費	3,000円
5、6年生 団費	4,000円
卒団積立金	500円

※上記以外にチーム行事の際は、別途参加費を頂く事もあります。

◎準備(購入)品について

品名	サイズ	金額	備考
試合用ユニホーム上	160～	レンタル	入団時に3500円で貸出
ヘルメット 黒	M/L	レンタル	チームから貸出
バックパック Astrosロゴ入り		レンタル	高学年時にチームから貸出
帽子 マーク付き 黒	S～	2,200円	コウノスポーツにて販売
グランドコート(ミズノ)	140～	9630円	コウノスポーツにて販売
スパイク 白/紺			メーカー指定なし
試合兼練習用ユニホーム下 白			メーカー指定なし
アンダーシャツ 黒(半袖もしくは長袖)			メーカー指定なし
ベルト 黒			メーカー指定なし
ソックス 試合用/白			メーカー指定なし
ソックス 練習用/黒(必要であれば)			メーカー指定なし
アンダーストッキング ロータイプ 黒			メーカー指定なし
バットケース(軽犯罪法に抵触の為)			メーカー指定なし
バッティング/守備手袋(必要であれば)			メーカー指定なし

※コウノスポーツ

堺市堺区今池町5-3-21(浅香山小学校前、道を挟んだ南側) TEL:072-238-9294
平日:10:30～20:30 土日祝:10:00～20:30 (定休日:水曜日)

◎父兄用

品名	サイズ	金額	備考
チームTシャツ	S～5L	1,640円～	応援/卒団式にて着用
チームパーカー	S～XL	4,360円	希望者のみ
グランドコート	S～2XO	10,670円	希望者のみ

※上記の金額は、メーカーの販売価格の変更により変わる事もあります。

※チームTシャツは卒団式でも使用します。

準備品、野球用品(グローブ、バット等)、メンテナンス等についてわからない事があれば、事務局 松葉(080-3824-6644)までお問い合わせください。